

令和8年6月定例会  
(2026年)

議案書①

5月26日提出

【報告】

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年(2026年)5月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 令和7年度豊中市一般会計補正予算第13号

(提案理由)

庄内西こども園に設置しているスロープの緊急的な修繕に係る予算の繰越について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものである。

専決第2号

令和7年度豊中市一般会計補正予算第13号

令和7年度豊中市一般会計の補正予算第13号は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和8年(2026年)3月26日専決

豊中市長 長内繁樹

第 1 表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	公立こども園事業 (公立こども園施設管理)	40,000

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年(2026年)5月26日提出

豊中市長 長内繁樹

### 記

#### 1 豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

##### (提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものである。

専決第3号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定につ  
いて

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定する  
ものとする。

令和8年（2026年）3月31日専決

豊中市長 長 内 繁 樹

豊中市条例第18号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条第1項若しくは第2項、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第73条、<u>第87条の6第1項</u>、第90条第2項、第103条第1項若しくは第2項、第107条第2項、第114条第1項、第121条第3項又は第131条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条第1項若しくは第2項、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第73条、第90条第2項、第103条第1項若しくは第2項、第107条第2項、第114条第1項、第121条第3項又は第131条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第87条の6第1項の申告書</u>、第103条第1項若しくは第2項の申告書、第114条第1項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第87条の6第1項の申告書</u>、第103条第1項若しくは第2項の申告書、第114条第1項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(法人の市民税の課税免除)</p> <p>第15条の2 次に掲げる者に対しては、市民税の均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>マンション建替組合</u></p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (以下この項及び次項並</p>	<p>年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第103条第1項若しくは第2項の申告書、第114条第1項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第103条第1項若しくは第2項の申告書、第114条第1項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(法人の市民税の課税免除)</p> <p>第15条の2 次に掲げる者に対しては、市民税の均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>マンション再生組合</u></p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等 (次項及び第24条にお</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>びに第24条において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第86条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第87条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)</u>又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>いて「特定配当等」という。) <u>(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第86条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第87条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第87条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第87条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p>	

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第87条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第87条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第87条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p><u>第87条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市規則で定める。</u></p>	

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(種別割の課税免除)</p> <p>第88条 商品であって使用しない軽自動車等（道路運送車両法第73条第1項の車両番号標又は第96条第1項の標識の交付を受けているものを除く。）に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第90条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月16日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第91条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第92条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、市規則で定めるところにより、申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第93条 (省 略)</p> <p>(種別割の減免)</p>	<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第88条 商品であって使用しない軽自動車等（道路運送車両法第73条第1項の車両番号標又は第96条第1項の標識の交付を受けているものを除く。）に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第90条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月16日から同月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第91条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第92条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、市規則で定めるところにより、申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第93条 (省 略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第94条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、特に必要があると認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第95条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者について準用する。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第96条 (省 略)</p> <p>2 <u>第86条第3項</u>ただし書若しくは第87条の2又は法第445条第1項の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、非課税標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機</p>	<p>第94条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、特に必要があると認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第95条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者について準用する。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第96条 (省 略)</p> <p>2 <u>第86条第2項</u>ただし書若しくは第87条の2又は法第445条第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、非課税標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべ</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>付自転車等が第86条第3項ただし書若しくは第87条の2又は法第445条第1項の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8～11 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第8条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第24条第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則</u></p>	<p>き原動機付自転車等が第86条第2項ただし書若しくは第87条の2又は法第445条第1項の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8～11 (省 略)</p> <p>附 則</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>第8条の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の2第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>第8条の2の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第24条第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第8条の2の2第1項</u>」と、同項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第8条の2の2第1項</u>」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条 （省 略）</p>	<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第8条の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）には、<u>法附則第5条の4第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第24条第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「<u>前2条並びに附則第8条の2第1項</u>」と、同項中「前3条」とあるのは「<u>前3条並びに附則第8条の2第1項</u>」とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条 （省 略）</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第27条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項</u>、<u>附則第8条の2の2第1項</u>及び附則第8条の3の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項</u>、<u>附則第8条の2の2第1項</u>及び附則第8条の3の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第13項から第15項まで</u>、<u>第17項</u>、<u>第19項</u>、<u>第24項</u>、<u>第32項</u>、<u>第33項</u>、<u>第37項若しくは第44項</u>又は第63条の</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第27条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、附則第8条の2第1項及び附則第8条の3の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項</u>及び附則第8条の3の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第12項から第14項まで</u>、<u>第16項</u>、<u>第18項</u>、<u>第23項</u>、<u>第31項</u>、<u>第32項</u>、<u>第36項若しくは第43項</u>又は第63条の</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 法附則第15条第14項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合は、7分の6とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第3号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第4号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10・11 (省 略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が法施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に</p>	<p>規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 法附則第15条第13項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6・7 (省 略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が法施行令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>8 (省 略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 法施行令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに法施行令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び法施行令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>8 (省 略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 法施行令<u>附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに法施行令<u>附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び法施行令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(6) (省 略)</p> <p>11 (省 略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び法施行令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>13・14 (省 略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が法施行令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規</p>	<p>(6) (省 略)</p> <p>11 (省 略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び法施行令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>13・14 (省 略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が法施行令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(<u>改修実演芸術公演施設</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第13条 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(<u>改修特別特定建築物</u>に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第13条 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、<u>法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u></p> <p><u>第30条の3 市長は、当分の間、第86条第1項の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車（次項において「非課税対象車両」という。）に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により非課税対象車両を定めたときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第30条の3の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする</u></p>	<p><u>建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第30条の5の規定により読み替えられた第87条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p><u>第30条の4 市長は、当分の間、第87条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車（次項において「減免対象車両」という。）に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免することができる。</u></p>	

( 現 行 )

2 市長は、前項の規定により減免対象車両を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第30条の5 第87条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第30条の6 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第30条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第31条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算

( 改 正 後 )

(軽自動車税の税率の特例)

第31条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u>、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u>、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4</p>	<p>けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u>、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u>、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第90条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第92条及び第93条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第90条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第92条及び第93条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については, 第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (省 略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第37条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については, 第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)~(5) (省 略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第37条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については, 第22条</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条、第22条の2第1項、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の</p>	<p>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条、第22条の2第1項、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>額及び附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条、第22条の2第1項、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p>の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第41条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条、第22条の2第1項、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については, 第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については, 第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p>	<p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については, 第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については, 第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>する。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の2 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及</p>	<p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の2 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第3項後</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>び附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、<u>附則第7条第1項、附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条、第22条の2第1項、第23条、第24条第1項、附則第7条第1項、<u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、<u>附則第7条第1項、附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p>	<p>段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条、第22条の2第1項、第23条、第24条第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第24条第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, 附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項, <u>附則第8条の2第1項及び附則第8条の2の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p>	<p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 第22条, 第22条の2第1項, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段, 第23条, 第24条第1項, 附則第7条第1項<u>及び附則第8条の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の豊中市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産

税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(豊中市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 豊中市市税条例の一部を改正する条例（平成26年豊中市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。